

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

12

VOL.118 NO.6
DECEMBER 2011



特集

コンポジットレジン修復のlongevityを探る

宮崎真至・山口 哲・今里 聡・秋本尚武
高見澤俊樹・黒川弘康・青島徹児

Special Report

インプラント治療における臨床と研究の融合をめざして

大淵博子・竹澤保政・高添一郎

法人化のポイントは？

・・・ 個人診療所と歯科医療法人

当院は開業後 30 年間、地域の歯科医療の一翼を担ってきました。このたび息子も歯科大学での研修を終え、歯科医師として当院で働くことになりました。そこで、これからの発展や承継を踏まえて、医療法人にすることを考えていますが、法人化に際してどのような点に注意しなければなりませんか。

歯科医療法人は、医療法に基づき設立される法人で、永続的かつ効率的な歯科医療の提供を目指すうえで有効な選択肢の一つといえます。一方で医療法人の場合、個人で開設する歯科医院と比較すると、各種の規制や手続等があり、必ずしもメリットだけではありません。

自己の歯科医院の現状と将来の展望を十分に検討し、法人化のメリット・デメリットを把握したうえで、法人化するかを決定すべきです。なお、法人化に際しては、歯科医院経営や医療法人に詳しい税理士や司法書士等の専門家に相談することをお奨めします。

開設者はあくまで法人ですから、承継する者が親族であるか否かは別として、前記のような問題が発生することなく、法務の観点では比較的スムーズに承継することができます。

(3) 規模の拡大

個人歯科医院の場合、診療所は 1 箇所しか開設できません。一方、歯科医療法人の場合には、分院という形で複数の診療所を設けることが可能であり、規模の拡大による高品質、高効率な歯科医療の提供を目指すこともできます。

(4) 課税関係

個人歯科医院では、その総所得額に対して歯科医師個人に所得税等が課税されます。一方、歯科医療法人では、理事長である歯科医師は給与所得者となりますので、給与所得について所得税等が課税され、法人には法人税等が課税されることとなります。

所得額によりますが、法人化することにより実効税率が下がることがあるほか、相続税等においても有利になるケースもあります。また、決算期を自由に設定できるので、税務申告や納税について繁忙期を避けるということも可能になります。

(5) デメリット

法人化するデメリットとしては、収入によっては個人の場合より税負担が

いったんは現在の歯科医院を廃止し、その後改めて子息が同一の場所で歯科医院を開設する手続をとることになります。また、院内にある機械器具やリース契約等についても、あくまで開設者個人のもので、移転や再契約等の手続が必要となります。さらに、カルテは、歯科医師個人に保存が義務づけられていますので、患者の同意がないまま引き継ぐのは問題があります。

一方、歯科医療法人の場合、医院の

1. 個人歯科医院と歯科医療法人

(1) 両者の主な違い

個人歯科医院と歯科医療法人の主な差異は、表 1 のとおりで、開設主体、各種規制、課税関係の違いがあげられます。

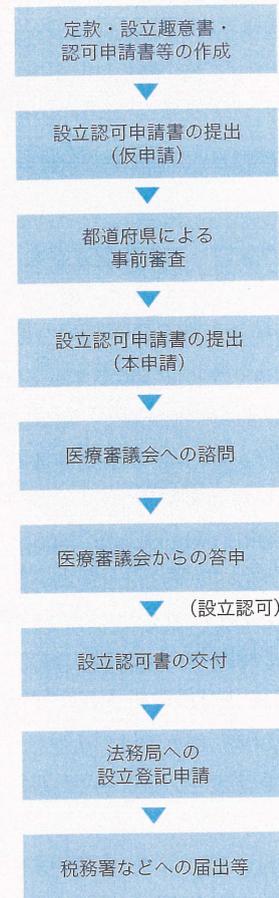
(2) 承継

個人歯科医院の開設者はあくまで歯科医師個人であり、そこには承継という手続は用意されていません。したがって、子息が引き継ぐ場合でも、

表1 歯科医療法人と個人歯科医院の比較

	歯科医療法人	個人歯科医院
開設主体	法人	歯科医師個人
代表者	理事長	歯科医師個人
執行機関	理事長・理事	歯科医師個人
業務範囲	診療所の経営・ 附帯業務	診療所の経営
診療所の開設	事前の許可	事後の届出(原則)
登記	必要	不要
決算届出	必要	不要
会計年度	任意(1年)	1月1日~12月31日
課税関係	法人の利益については法人税等が、理事長は給与所得者として所得税等が課せられる	個人の事業所得として所得税等が課せられる

図1 医療法人設立手順の流れ



大きくなること、社会保険料が増大すること、諸規制に伴う事務量が増加すること、などがあげられます。

2. 歯科医療法人設立の手続

歯科医療法人は、定款等を作成し、医療法人の所在する都道府県知事の設立認可を受け、設立登記をすることによって成立します。大まかな流れは、図1に示すとおりです。

医療法人の設立手続は複雑であり、準備する資料も少なくありません。また、設立までの期間は、その所在地によって異なりますが、標準的なケースでも6カ月~1年がかかりますので、余裕をもったスケジュール設定と期日管理が必要になってきます。

歯科医療法人の設立後は、個人として開設していた医院の廃止関係手続と、法人としての医院の開設関係手続を行うと、医療法人として診療が開始されることとなります。

そのほか、税務署や社会保険事務所等に事業開始関係の手続が必要になります。

3. 歯科医療法人設立後の事務

医療法人の成立後、その根本規則である定款変更には原則として都道府県の認可が必要となるほか、行政庁に対して、定期的に以下のような事務手続が必要となります(税務・社会保険関係は除く)。

① 決算届(毎年)

- ② 役員変更届(役員の任期ごと)
- ③ 資産総額の変更登記(毎年)
- ④ 理事長の変更登記(理事の任期ごと)
- ⑤ 登記完了届(登記すること)

連載を終えて

2011年1月号より、1年間にわたり、歯科医師が直面されるであろう財務上の問題点をとりあげ、Q & A形式で解説してきました。本連載が読者の皆様のこれからの業務の一助となりましたら、私にとって望外の喜びです。

当事務所では歯科医院経営の支援に力を注いでおりますので、皆様のお役に立てることがございましたら、お気軽にお問い合わせいただければと思います。